

「官民による若手研究者発掘支援事業
(スタートアップ課題解決支援型)」に係る公募要領

【ご注意】

本事業への応募は、NEDOへの書類提出に加え、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」による申請が必要です。

- ・所属研究機関及び研究者の登録、並びに応募基本情報入力が必要です。
- ・所属研究機関の登録手続きには、2週間以上掛かる場合があります。
- ・複数機関で応募する場合には、機関ごとに全てe-Radへの所属機関及び研究員の登録が必要です。
- ・e-Rad上での提案書の提出の際には、提案者の所属機関の承認が必要です。

余裕を持って登録手続きを行い、提案書提出日までには情報入力を完了してください。

(2023年2月6日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
新領域・ムーンショット部

目次

	頁
1. 件名	1
2. 事業概要	1
3. 事業開始までのプロセス	3
4. 応募要件	4
5. 応募方法	6
6. 提出期限及び提出先	10
7. 秘密の保持	10
8. 助成先の選定について	11
9. 留意事項	12
10. 説明会の開催	22
11. 問い合わせ先	22
12. NEDO事業に関する業務改善アンケート	22
13. その他	22

【関連資料】

別添 1 . 基本計画

別添 2 . 2023年度実施方針

別添 3 . 官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程

様式 1 . 提案書【スタートアップ課題解決支援型】 添付資料 1、添付資料 2 を含む

別紙 1 . 技術キーワード一覧

添付資料 1 . 主任研究者研究経歴書

添付資料 2 . その他の研究費の応募・受入状況

添付資料 3 . 利害関係の確認について

参考資料 1 . 主任研究者研究経歴書の記入について

参考資料 2 . 提案時提出書類の確認（チェックリスト）

参考資料 3 . 共同研究等の実施に係る合意書（様式サンプル）

「官民による若手研究者発掘支援事業（スタートアップ課題解決支援型）」に係る公募について
(2023年2月6日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「NEDO」という。)は、下記事業の実施者を一般に広く募集いたします。本事業への応募を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

1. 件名

「官民による若手研究者発掘支援事業（スタートアップ課題解決支援型）」

2. 事業概要

(1) 背景

近年、産業界においては、投資リスクの高まり等から、基礎研究に比べ短期的に成果の出やすい応用研究にシフトする企業が多い一方、様々な分野の基盤となる基礎研究の弱体化により、現在進行している技術の加速的進歩がもたらす破壊的な市場変化と国際競争に対応できなくなることが強く懸念されています。このため、大学等に対して基礎研究の充実を期待する声が多くあり、特に次世代を担う若手研究者の育成と活用の必要性が指摘されています。しかしながら、若手研究者が自律的に研究開発を実施するための環境の整備は十分とは言い難く、また、我が国における企業の総研究費に占める大学への研究費の拠出割合も主要国と比較して依然低く、産業界が大学の機能・リソースを十分に活用できているとは言い難い状況です。

これに対し、経済産業省と文部科学省は、新しいシーズに対して企業と大学等が連携し、社会に貢献するような付加価値を創出するためのオープンイノベーションを推進することを目的として、産学官連携を深化させるために必要な具体的な行動等について取りまとめた「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」を策定しました。このガイドラインを活用して、産学官連携による「本格的な共同研究」を実現・拡大し、世界最高水準のイノベーションを実現するのみならず、我が国の地域レベルでのイノベーション創出、また、若手研究者が大学等と企業の両方へキャリアを模索することなどによる人材の流動化・高度化等が期待されています。また、地球温暖化防止に関連する分野の若手研究者については、革新的環境イノベーション戦略(統合イノベーション戦略推進会議)において、「ゼロエミクリエイターズ500」として集中的に支援を実施することが提唱されています。

一方、統合イノベーション戦略2022、「新しい資本主義」フォローアップ、経済財政運

官と改革の基本方針2022、及び物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策等において、将来の雇用、所得、財政を支える新たな担い手としてスタートアップの重要性が指摘されています。研究開発型スタートアップ等が抱える事業推進のための課題等の中には、大学等のアカデミアの持つ研究力や研究設備等を活用することで解決可能なものがあり、それらの課題を解決するために、高い技術力を有する若手研究者を活用することが期待されます。

なお、本事業は、令和4年度補正予算 若手研究者によるスタートアップ課題解決支援事業により実施するものです。

(2) 目的

本事業は、実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究¹を行う大学等²に所属する若手研究者³を発掘し、若手研究者と研究開発型スタートアップ等(以下、「スタートアップ」という。)との共同研究等⁴の形成を促進する等の支援をすることにより、次世代のイノベーションを担う人材を育成するとともに、我が国における新産業の創出等に貢献することを目的として実施します。

とりわけ、「官民による若手研究者発掘支援事業(スタートアップ課題解決支援型)」では、大学等のアカデミアに所属する若手研究者が、自身の研究力を生かしてスタートアップと初期的な共同研究等を実施し、スタートアップが事業推進や新事業創出等にあって直面する技術的課題の解決を目指すものを支援します。

(3) 事業内容及び事業スキーム

大学等に所属する若手研究者がスタートアップと共同研究等の実施に係る合意書(交付規程様式第1添付資料3)を締結し、実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究を実施するものについて助成します。なお、助成金の交付先は、若手研究者が所属

-
- 1 実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究: 創造的な研究開発に基づいた技術シーズが産業に応用されることを目指して、課題克服のために、原理の解明や試作品の開発、実証試験等を行うもの
 - 2 大学等 : 国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、並びに国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関
 - 3 若手研究者: 主任研究者(大学等に在籍する研究者で、助成事業の開始年度の4月1日時点において、博士号の学位の取得者であり、かつ45歳未満)及び登録研究員(大学等に在籍する研究者又は学生で、助成事業の開始年度の4月1日時点において、博士号の学位を取得又は研究開発能力を有していることを所属部署等の長から認められた者であり、かつ45歳未満)
 - 4 共同研究等: 日本国内に登記されている企業(その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの)と、実用化に向けた取り組みとして共同研究、受託研究、寄付講座、技術指導、研究インターンシップ、クロスアポイントメント制度の活用等を行うもの

する大学等とします。

また、助成による支援の他、N E D Oや経済産業省が主催する展示会等への参加候補とする等、技術シーズの実用化に向けた支援を行います。



事業期間

助成事業期間は、交付決定日から 2024 年 2 月末までとします。

事業規模（助成金の額）

1 テーマあたり 20 百万円以内とします。

助成率は定額とします。

(4) 交付規程について

本助成事業は「官民による若手研究者発掘支援事業費助成金交付規程」（以下「交付規程」という。）に沿って実施します。

3 . 事業開始までのプロセス

(1) 提案から交付決定までの流れ

- a. 公募締切後、外部有識者による審査及びN E D O内に設置する契約・助成審査委員会による総合的な審査を行い、採択決定及び通知を行います。審査の内容によって、実施内容や助成対象経費に条件を付す場合があります。「採択の条件」に不服がある場合は、提案を取り下げることができます。なお、採択決定は助成金の交付決定ではありません。
- b. 採択が決定された提案については、交付規程に定める「助成金交付申請書」（様式第 1）を提出していただきます。その後、必要な手続きを経て、N E D Oから交付決定通知を発送します。なお、採択審査の結果により事業性・技術等に対する採択の条件が付された場合には、それらを踏まえて「助成金交付申請書」を作成してください。
- c. 助成事業は、交付決定通知書に記載する事業開始日以降に開始することができ、それ以前の経費は助成対象とはなりません。

(2) 採択審査結果の通知及び助成金交付先の公表について

- a. 採択が決定された提案については、N E D Oから提案者に通知します。不採択の場合も、不採択理由を添えてその旨を通知します。なお、通知の時期は、2023年7月上旬を予定しています。
- b. 採択が決定された提案に関しては、助成事業者名（所属機関名）、研究開発テーマ名等の情報をN E D Oのウェブサイトに公表します。採択審査委員の所属、氏名についても、採択決定後にN E D Oのウェブサイトに公表します。
- c. 採択決定に関して、N E D Oはニュースリリースを行う場合があります。採択事業者が採択に係るニュースリリース等を実施する場合は事前に担当部までご相談ください。

公募・採択審査スケジュール（予定）											
2023年											
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月				
公募			採択審査			採択決定					
						交付申請手続き				事業開始	

4. 応募要件

(1) 対象者

i) 提案者（主任研究者）

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- a. 助成事業の責任者（主任研究者）となること。
- b. 2023年4月1日時点において、博士号の学位の取得者であること。
- c. 2023年4月1日時点において、45歳未満であること。但し、今回の公募では、出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者⁵については、2023年4月1日時点において、50歳未満であること。
- d. 日本国内に所在する大学等に在籍する研究者⁶であり、交付決定までに、助成金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていること。
- e. 提案時点でスタートアップと共同研究等の検討がされており、交付決定後すぐにスタートアップとの共同研究等に着手できること。
- f. 助成事業の実施にあたって、所属する機関の産学連携部門等と連携し、協力を得られ

⁵ 証明書の添付は不要です。

⁶ 国籍は問いませんが、審査に係る手続きや、提案が採択された場合の助成事業に係る事務手続き、研究開発マネジメント等のやり取りは、全て日本語で行えることが必要です。

る体制を構築できること。

ii) 登録研究員

助成事業に研究員として登録される研究者(登録研究員)は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- a. 2023年4月1日時点において、博士号の学位を取得又は研究開発能力を有していることを所属部署等の長から認められた者であること。
- b. 2023年4月1日時点において、45歳未満であること。但し、今回の公募では、出産・育児・介護により研究に専念できない期間があった者⁵については、2023年4月1日時点において、50歳未満であること。
- c. 日本国内に所在する大学等に在籍する研究者又は学生であり、交付決定までに、助成金の交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていること。

iii) 助成金交付先機関

助成金の交付先となる大学等(主任研究者及び登録研究員が所属する機関)は、次の要件を全て満たしていることが必要です。

- a. 日本国内に所在すること。
- b. 交付決定までに、提案者が共同研究等を実施するスタートアップとの間で共同研究等に係る契約を締結する等により、共同研究等が実施できる体制を有すること。
- c. 経理その他の事務についての確に管理できる体制を有すること。
- d. e-Rad上で提案者に対して機関承認を行えること。
- e. 提案者の提案が採択された場合、NEDOに対して助成金交付に係る申請ができること。

(2) 対象事業

産業技術分野及びエネルギー・環境分野での実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究⁷で、新産業の創出等に貢献することを目指して企業との共同研究等を行うもの。(「実用化に向けた目的志向型の創造的な基礎又は応用研究」については、2頁の脚注1を参照。なお、応募要件とする企業との共同研究等は、交付決定日以降に新たな研究開発計画(研究開発テーマ、期間、契約額等)として開始されるもののみです。)

但し、医薬・創薬分野、医療機器分野⁸での実用化に事業目的を限定した研究開発提

⁷ 経済産業省所管の鉱工業技術(例えば、ロボティクス、AI、エレクトロニクス、IoT、クリーンテクノロジー、素材、ライフサイエンス、バイオテクノロジー技術、航空宇宙等。但し、原子力技術に係るものは除く。)に係る研究開発を行うもの。

⁸ 医薬品や医療機器として、医薬品医療機器総合機構(PMDA)の審査・承認を受けることを前提としたもの。

案は対象外とします。

なお、本事業への応募要件とする共同研究等は、2023年4月1日時点において、以下の定義を全て満たすスタートアップを1社以上含むものとします。

< 本事業におけるスタートアップの定義 >

a. 中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たすこと。

主たる事業として営んでいる業種 1	資本金基準 2	従業員基準 3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。又、他社への出向者は従業員に含みます。

b. 設立15年未満であること。

助成対象費用

助成先となる大学等が当該助成事業に要する費用⁹のうち、交付規程に定める直接経費及び間接経費（直接経費の30%）の範囲とします。

助成対象費用上限及び補助率

1 テーマあたり20百万円以内（間接経費を含む）

補助率：定額

5. 応募方法

(1) 提出書類の作成について

下記の書類を「6(2)提出先」に記載の提出先（メールアドレス）までE-mailの添付ファイルにて提出してください。

⁹ 助成先となる大学等から直接支出する費用のみ。共同研究等を実施する企業からの支出（物品や施設の提供等含む）は対象外。

- ・提案書は日本語で、添付資料を含め全て A4 サイズとしてください。提出書類のフォーマットは変更しないでください。
- ・提出書類のファイル名は、【様式番号（添付資料番号）. ファイルタイトル_所属機関_氏名】としてください。
- ・全ての提出書類ファイルをまとめて圧縮してパスワードを設定し、別メールにてパスワードを通知してください。なお、E-mail に添付するファイルは 10MB 以下としてください。
- ・提案書の作成にあたっては、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/guideline.html）を活用して共同研究等の実施計画を策定してください。
- ・提出された書類について、N E D O（N E D O が守秘義務契約を締結した外部機関を含む）からお問い合わせさせていただくことがあります。

< 提出書類 >

- ・様式 1 . 提案書【スタートアップ課題解決支援型】 PDF 及び WORD で提出
「添付資料 1 . 主任研究者研究経歴書」、「添付資料 2 . その他の補助金等制度との関係等」を含む
- ・添付資料 3 . 利害関係の確認について PDF で提出
- ・添付資料 4 . 応募内容提案書（e-Rad） PDF で提出

(2) 提出にあたっての留意事項

- 必ず事前に府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）の登録を行ってください。
- 提出書類は日本語で作成してください。
- N E D O への提案書等の提出と e-Rad による申請（機関承認の上での N E D O への申請提出）はいずれも提出期限（6（1））までに完了させてください。期限までに提出を完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。特に、提出期限直前はメールシステムや e-Rad システムが混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- 「4 . 応募要件」を満たさない提案書又は不備がある提案書は受理できません。提案書に不備があり、期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。無効となった提案書その他の書類は、N E D O にて破棄させていただきます。
- 提案書の内容は原則非公開としますが、秘匿したい内容は記載しないでください。提案書の提出前に、提案書の記載内容について、共同研究等を実施するスタートア

ップに確認してください。

- f. 応募要件とするスタートアップとの共同研究等は、交付決定日以降に新たな研究開発計画（研究開発テーマ、期間、契約額等）として開始されるもののみです。
- g. 採択に至った場合でも、採択審査の結果により、提案内容、提案額について条件を付すことがあります。
- h. 採択決定後は、交付規程（別添 3）により、所属する大学等から助成金交付に係る申請を行う必要があります。
- i. 提案の段階では、スタートアップとの共同研究等に係る契約の締結を完了しておく必要はありませんが、採択された場合には、交付決定までに契約を締結する等により、共同研究等が実施できる体制を整えてください。

（3）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

本事業への応募は、NEDOへの提案書の提出と e-Rad による申請（要機関承認）の両方の手続きが必要です。e-Rad による申請手続きを行わないと、本事業への応募ができませんのでご注意ください。複数の研究者による研究開発体制での提案の場合は、提案者が e-Rad での申請を行ってください。この場合、その他の研究者（資金の配分を受ける研究者）については、研究分担者の欄に登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

【参考】e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

e-Rad に関する事務手続きの流れは、次のとおりです。

以下 a～d の手続きのうち、a 及び b の手続きは、既に所属研究機関及び研究代表者の登録を終え、ID を取得されている場合は不要です。

a. 所属研究機関の登録

申請にあたっては、応募時までに e-Rad に研究者が登録されていることが必要です。研究者の所属研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録されると、ログイン用 ID、パスワードが発行されます。登録手続きに 2 週間以上掛かる場合がありますので、余裕をもって登録申請してください。

- ・連名して申請する場合は、一機関の研究者が代表して登録を行ってください。なお、連名する全機関が e-Rad に登録され、各機関の主任研究者が研究者番号を取得していることが必要ですのでご注意ください。
- ・事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて行ってください。

b. 研究者の登録

前記aで登録した所属研究機関の事務代表者が、研究者をe-Radに登録して、ログインIDとパスワードを取得してください。

c. 応募基本情報の入力と「応募内容提案書」の出力

e-Rad ポータルサイトへログインし、研究の代表者が、公募件名に対する応募情報を入力の上、「応募内容提案書」を印刷（PDF出力）してください。この印刷物（PDF）はNEDOへの提出書類として必要になります（添付資料4）。

- ・研究目的、研究概要は、提案書に記載した内容と同様の内容としてください。
- ・助成金の額は間接経費（直接経費の30%）を含む額となります。

d. 応募情報の確認と登録

入力内容に不備がないことを確認してから「この内容で提出」ボタンをクリックし、登録を完了してください。「この内容で提出」ボタンを押さないとe-Rad 上での登録が完了しません。登録が完了すると、まず研究機関に応募課題が提出されます。研究機関が承認すると、NEDOに応募課題が提出されます。提案書の提出期限までにNEDOへの応募課題の提出が完了している必要がありますので、ご注意ください。

研究機関向け操作マニュアル

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

研究者向け操作マニュアル

https://www.e-rad.go.jp/manual/for_researcher.html

【注意事項】

- ・提案書の提出期限までにシステムの「応募／採択課題一覧」のステータスが「配分機関処理中」となっている必要があります。正しく操作しているにも関わらず、提出期限の前までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Radのヘルプデスクまで連絡してください。
- ・提出期限までは、一旦提出した応募課題を、提案者が再度修正できる状態に戻すことが可能です。この操作をe-Radでは「引戻し」と呼びます。既に研究機関からNEDOに応募課題が提出されている場合は、まず研究機関から「引戻し」を行っていただくことで、研究者からの「引戻し」ができる状態になります。「引戻し」して情報を修正した場合は、提出期限の前までに必ず再度提出を完了して、e-Rad 応募内容提案書を更新してください。

6. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「5(1) 提出書類の作成について」に記載の提出書類を作成し、以下の提出期限までに E-mail にてご提出ください。なお、持参、郵送、FAX による提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

提出期限：2023 年 4 月 11 日（火） 正午 <厳守>

期限までに提出を完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象となりませんので、本公募要領を熟読の上、注意して記入してください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

(2) 提出先

NEDO 新領域・ムーンショット部 「若サポ」担当宛

E-mail : wakate-su@nedo.go.jp

メールタイトル文頭に必ず【スタートアップ課題解決支援型提案書：所属機関 氏名】と記載してください。

本公募に関するご質問は「1.1. 問い合わせ先」に記載のメールアドレスにお問い合わせください。上記のアドレスにお送りいただいても回答できない場合があります。

7. 秘密の保持

- a. NEDO は、提出された提案書等について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- b. 研究開発提案書（様式 1）の内容は、秘密保持の義務を遵守した上で、イノベーション政策の発展のため主務官庁である経済産業省、スタートアップとの共同研究等の形成のためマッチングサポート委託機関、提案書の審査事務の円滑化のため外部機関に共有することがありますので、予めご了承ください。
- c. 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発等実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提出書類の「主任研究者研究経歴書」（添付資料 1）については、個人情報の保護に関する法律第 22 条の定めにより、助成先の決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。
- d. e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、

予算額及び実施期間)及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

8. 助成先の選定について

(1) 審査の方法について

- a. 助成金交付先の選考にあたっては、外部有識者による審査を経て、規程にしたがって附議を要する案件については、契約・助成審査委員会の審議を経て決定します。
- b. 外部有識者による審査では、提案書の内容について審査し、本事業の目的の達成に有効と認められる助成事業者候補を選定します。
- c. 規程にしたがってNEDO内に設置する契約・助成審査委員会では、外部有識者による審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に助成事業者を選定します。
- d. 必要に応じてヒアリングや資料の追加等をお願いする場合があります。
- e. 応募する提案に関して、特定の外部有識者(審査者)と利害関係があり、公正な評価が保証されないと提案者が判断する場合は、「利害関係の確認について」(添付資料3)にその審査者の所属、氏名と理由を記載することができます。
- f. 助成事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

- a. 採択審査の基準
 - i) 事業性審査
「研究開発成果が産業に应用される可能性」、「人材の流動化・高度化等を通じた産業人材育成の可能性」
 - ii) 技術審査
「基となる研究開発実績等」、「研究開発テーマの優位性(革新性・独創性・有効性など)」、「研究開発計画の妥当性」
 - iii) 助成事業者要件項目
「事業実施に必要な設備の保有」、「経営基盤」、「管理体制」
- b. 助成金の交付先に関する選考基準
助成金の交付先は、次の基準により選考するものとする。
 - i) 提案書の内容が次の各号に適合していること。
 1. 助成事業の目標が機構の意図と合致していること。
 2. 助成事業の方法、内容等が優れていること。
 3. 助成事業の経済性が優れていること。

ii) 助成事業における助成事業者の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野における事業の実績を有していること。
2. 助成事業を行う人員、体制が整っていること。
3. 助成事業の実施に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 助成事業の実施に関して機構の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

9. 留意事項

(1) 助成金交付申請書の提出

採択決定後、1か月以内を目処に、若手研究者の所属する大学等より「助成金交付申請書」を提出していただきます。(交付規程第7条)

(2) 研究開発計画の変更

採択審査の結果により採択の条件が付された場合には、それらを踏まえて助成事業の実施計画書を作成してください。

(3) 実用化状況報告書の提出

交付決定された事業にあっては、助成事業完了年度の翌年度以降5年間、共同研究等を実施するスタートアップとの連携状況及び実用化の状況等について実用化状況報告書を毎年度提出していただきます。(交付規程第24条)

実用化とは、当該研究開発に基づく成果物(サービス等含む)の社会的利用(顧客への提供等)が開始されるものに加え、試作品等のサンプル提供以上の段階を指します。

(4) 収益納付

当該助成事業の実用化等(産業財産権等の譲渡等含む)により、助成金の交付先となる大学等に収益が生じたと認められたときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。(交付規程第25条)

(5) 処分制限財産の取扱い

助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限がありません。(交付規程第16条)

(6) 主任研究者研究経歴書

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や登録研究員の従事日誌の確認等を行う助

成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、「主任研究者研究経歴書」(提案書 添付資料 1) に記載していただきます。(参考資料 1 「主任研究者研究経歴書の記入について」参照)

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad と連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。(researchmap は、NEDO が運用するシステムではありません。)

(7) 追跡調査・評価

助成事業終了後、追跡調査・評価にご協力いただく場合がございますのでご協力をお願い申し上げます。追跡調査・評価については、以下 Web ページに掲載の「追跡調査・評価の概要」をご覧ください。

https://www.nedo.go.jp/introducing/kenkyuu_houkoku_index.html

また、産業財産権等の取得状況及び実用化状況調査についても、ご協力をいただく場合がございます。(交付規程第 9 条第 1 項第二十二号)

(8) 「国民との科学・技術対話」への対応

本助成事業に係る講演、成果展示、情報発信等の研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動(以下「国民との科学・技術対話」という。)に係る経費の計上が可能です。

本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を、採択決定後に提出する助成事業実施計画書(交付規程様式第 1 添付資料 1) に記載して提出してください。その際、経費は内容に応じて該当する費目(消耗品費、旅費、借料等)にそれぞれ計上してください。

パネル作成料、展示会出展料、セミナーに係る会場費、本活動に係る旅費等を計上することができます。

本助成業務以外の内容が含まれる場合は、講演時間や展示内容等を勘案して合理的に按分して計上してください。(この場合、算出根拠を明確にしてください。)

本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(9) 本事業で得られた成果の発表の取扱いについて

本事業では、交付規程第9条第1項二十号及び第23条第2項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。

報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。

その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。

公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。

前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

【発表又は公開する場合の記載例】

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

【実用化等について発表又は公開する場合の記載例】

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(10) 交付決定の取消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。（交付規程第18条）

(11) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指

名停止等の措置に関する機構達」(平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。2)に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト
http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html
2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDOウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- ・ 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ・ 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- ・ 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、NEDOの事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1~5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。)
- ・ 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi~iiiの措置を講じることがあります。
- ・ 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成20年12月3日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制

の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(12) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成19年12月26日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。

3)及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成20年2月1日19年度機構達第17号。NEDO策定。以下「研究不正機構達」という。4)に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- ・ 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ・ 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間）
- ・ 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間）
- ・ 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記により一

定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

- ・ NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDOにおける研究不正等の告発受付窓口

NEDOにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

TEL : 044-520-5131

FAX : 044-520-5133

電子メール : helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト：研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

(13) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規の交付決定について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。なお、交付決定後、大学又は国立研究開発法人等は、交付申請書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(14) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても、RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本事業で、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA（リサーチアシスタント）等は、NEDOが交付決定する大学等との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(15) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）とリスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）（2022年5月1日以降は特定類型に該当する居住者を含む。）

に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ～に規定する特定類型を指します。

c. 本助成事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については交付決定時において、本助成事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本助成事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本助成事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

(16)「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注1）又は「過度の集中」（注2）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(注1)

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの())が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

その他これらに準ずる場合

()所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注2)

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間())に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%)に比べ、過大な研究費が配分されている場合

不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

その他これらに準ずる場合

()研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の

配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。

研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。

今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはNEDOから照会を行うことがあります。

【参考】

・競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(17) 助成事業の事務処理について

助成事業の事務処理については、N E D O が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。助成事業事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、N E D O が運用する「N E D O プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことを予定しています。なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

10 . 説明会の開催

当該助成事業の内容、応募に係る具体的な手続き、提出書類の記載方法等については、公募説明資料及びFAQ (よくあるご質問) をN E D O ウェブサイトに掲載しますのでご参照ください。公募説明会を開催する場合には、日時や申し込み方法等をN E D O ウェブサイトに掲載しますので、御確認ください。なお、公募説明会への出席は義務ではありません。

11 . 問い合わせ先

事業の内容及び契約に関する質問等は、説明会及び以下の問い合わせ先 (E-mail) で受け付けます。但し、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

N E D O 新領域・ムーンショット部 若サポ担当

E-mail : wakate-contact@nedo.go.jp

12 . N E D O 事業に関する業務改善アンケート

N E D O では、N E D O 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7 . N E D O 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本事業に限りません。
https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html

13 . その他

N E D O 公式Twitter (<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>) をフォローいただきますと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを随時Twitterで確認できます。是非フォローいただき、ご活用ください。